子どものための相談窓口 悩みごとや困りごと、相談ください

子どもカウンセラーなどが、いじめや不登校、体罰などの 学校に関する悩み、子育てやしつけなどの家庭教育に関す る悩みについて、電話相談を受けています。

窓口	電話番号	相談時間
子どもカウンセラー(まっく・ざ・まっく)	①纂56-7821 ②纂56-8141	①月曜~金曜 午前10時~午後4時 ②上記時間以外
幕別町青少年相談電話(教育委員会)	第54-2006	月曜~金曜 午前8時45分~午後5時30分 ※祝日•年末年始を除く
子ども相談支援センター(北海道教育委員会)	0120-3882-56	毎日 24時間
少年相談110番(北海道警察本部) ※時間外と土日祝日は留守番電話になっています。	①0120-677-110 ②011-251-0110	①月曜〜金曜 午前8時45分〜午後5時30分 ②「少年サポートセンター」と指定してください
子ども相談電話(十勝こども家庭支援センター)	纂22-3322	毎日 24時間
教育相談電話(十勝教育局)	幕23-4950	月曜~金曜 午前8時45分~午後5時30分 ※祝日•年末年始を除く

不登校親子まなびサロン Nanmo(なんも)

学校に行けない、行かないお子さんとその保護者を対象 としたサロン「Nanmo」を毎月第3水曜日に開催しています。 どこともつながれない不登校のお子さんとその保護 者のための交流サロンです。不登校について一緒に学び、 考えてみませんか。

- 1月18日永 午後6時~7時30分 ¥無料
- **励**札内コミュニティプラザ 会議室 2
- ※会場は変更になることがあります。
- 対小学生から高校生までの不登校の方とその保護者
- 期 1月17日巡 午後4時
- ※予約が必要です。在籍校を通じて申し込みください (直接福祉課へ電話、メールも可)。
- 他お子さんだけの参加はできません。 不明な点は問い合わせください。
- 問福祉課社会福祉係(☎纂54-6612)
- ■kibou-soudan@town.makubetsu.lg.jp
- ※ひろばHIDAMARINOの二次元コードを使用できます。

ひきこもり相談

ひきこもりは誰にでも起こりうることで、特別なこと ではありません。家族だけで抱え込まずにまずは相談し てください。

▶札内会場

- 1月12日 未
- ①午前9時30分~10時20分 ②午前10時30分~11時20分
- **耐**札内コミュニティプラザ 会議室 1

▶幕別会場

- 1月17日⊗
- ①午前9時30分~10時20分 ②午前10時30分~11時20分
- 所役場 相談室 1-A
- 他来所相談、電話相談、メール相談は随時受け付けして います。希望があれば訪問相談にも応じます。気軽に 相談してください。
- 問福祉課社会福祉係(☎纂54-6612)
- ⊠kibou-soudan@town.makubetsu.lg.jp
- ※ひろばHIDAMARINOの二次元コードを使用できます。

ひろはHIDAMARINO (ひだまい) 一の)

新しい年になりました。何にも変わらないという方、いますよね。でもいいんです。変わりすぎると疲れてしまい ますから。元気が一番です。

家族以外の人と同じ時を過ごしてみませんか。先月もコーヒーを入れながら、おしゃべり会。話ができなくても 話を聞いているだけでも気分転換に。

町では、ひきこもり状態にある方やその家族を対象に居場所「ひろばHIDAMARINO」を月1回開いています。 家から一歩出て、散歩がてら、立ち寄ってみませんか。別に何か話せなくても大丈夫。ゆるりと、穏やかに静かな時 間を過ごしましょう。

事前の予約は必要ありません。ひきこもり支援アドバイザーがいますので安心してご参加ください。不安がある ときは、あらかじめ連絡してください。お待ちしています。

- ◆日時 1月12日(木) 午前11時30分~午後2時(入退出は自由です。)
- ◆場所 札内コミュニティプラザ 和室1
- ¥無料 間福祉課社会福祉係(☎纂54-6612) ⊠kibou-soudan@town.makubetsu.lg.jp



メール相談

とかち生活あんしんセンター相談会(要予約)

【生活·仕事相談会】

生活や仕事などでお困りの方を対象に相談会を行います。

- ▶札内会場(札内コミュニティプラザ会議室1)
- 1月12日★ ①午前9時30分~10時20分 ②午前10時30分~11時20分
- **▶幕別会場(**役場 相談室 1-A)
- 1月17日⊛ ①午前9時30分~10時20分 ②午前10時30分~11時20分

【就職相談会】

なかなか内定がもらえない、転職を考えているなど、仕事に関する相談会を 行います。

- 1月27日 ①午前10時~11時 ②午前11時10分~午後0時10分
- **励**札内コミュニティプラザ 会議室 1
- 内 A:応募書類作成・面接コース B:就職・転職相談コース ※希望するコースを選んでください。
- ¥無料 期前日までに電話・メール・FAXで予約してください。
- 問・申自立相談支援事業所とかち生活あんしんセンター
- (電票66-7112 風票66-7113 国anshin@tokachi18.hokkaido.jp)



メールで予約

傷病手当金の適用期間を延長しました

幕別町国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者の方が、新型コ ロナウイルスに感染した場合または感染が疑われる場合に、療養のため仕事 を休んだ期間について、傷病手当金を支給します。

適用期間は令和4年12月31日まででしたが、令和5年3月31日まで延長し ました。

- ▶対象者 ①~③の全てに該当する方
- ①幕別町国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者
- ②給与の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染 が疑われ、労務に服することができない方(できなかった方)

▶支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日か ら労務に服することができない期間

▶適用期間

令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間(ただし、入院が継続す る場合は最長1年6カ月間)

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計 $\times \frac{2}{3} \times$ 支給対象日数

※給与の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が減額されます。

▶支給方法

支給が受けられると思われる方は、申請手続き前に問い合わせください。 間住民課国保医療係(☎第54-6602)

令和4年分公的年金等の源泉徴収票を発送します

令和4年中に厚生年金保険、国民年金などの老齢または退職を支給事由と する年金を受け取ったみなさんに、令和4年分として支払われた年金の金額 や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「源泉徴収票」を日本年金機構 より1月中旬から順次発送します。

1月中に手元に届かない場合は、日本年金機構まで問い合わせください。 ※障害年金や遺族年金は課税対象となっていないため、源泉徴収票は送付さ れません。

間ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)、帯広年金事務所(☎纂65-5001 ※音 声案内 1 → 2) ※ 問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1月の人権相談・行政相談

▶人権相談

【札内会場】人権擁護委員:

森廣幸さん、佐々木美紀さん

- ■1月18日⊛ 午後1時~3時
- **耐**札内コミュニティプラザ会議室1

【忠類会場】人権擁護委員:

赤石 裕元さん、遠藤 恵子さん

- 1月18日 午前10時~正午
- **励**ふれあいセンター福寿
- 間住民課住民活動支援係

(電幕)54-6602) ▶行政相談

【札内会場】

行政相談委員:松本 茂敏さん

- 1月18日⊛ 午後1時~3時
- **励**札内コミュニティプラザ 会議室 1
- 間新町・松本 茂敏さん
 - (電票54-5267)

事業者の方へ 償却資産申告書の提出 をお忘れなく

償却資産とは、会社や個人で工場 や商店、農業を経営している場合に、 その事業のために使用している構 築物、機械、装置、器具および備品の ことをいい、土地や家屋と同様に固 定資産税の課税対象となります。

令和5年1月1日現在で、町内に 償却資産を所有している事業者は、 令和4年中に償却資産の増減がな い場合や申告する償却資産がない 場合も、地方税法により申告が必要 です。申告期限の1月31日必まで に償却資産申告書を提出してくだ さい。

なお、令和4年度分の申告実績が ある事業者には申告書を事前に郵 送しますが、償却資産を所有してい て申告書が届かない場合や新たに 事業を開始した場合は、税務課資産 税係まで連絡ください。

また、eLTAX(エルタックス)によ る電子申告もできます。申告方法は eLTAXのホームページを確認くだ さい。

- **园**税務課、忠類総合支所地域振興 課、札内支所、糠内出張所
- 問稅務課資産稅係(☎寫54-6604)